

静岡県告示第218号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、静岡県資源管理方針を次のように変更したので、同条第6項の規定に基づき公表する。

令和6年3月22日

静岡県知事 川勝平太

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>第1～第8（略） （略） （別紙1－6）</p> <p>第1 特定水産資源 くろまぐろ（大型魚）</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等のうちくろまぐろはえ縄漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項 当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。</p> <p>① 水域 中西部太平洋条約海域</p> <p>② 対象とする漁業 沿岸くろまぐろ漁業のうち、くろまぐろはえ縄漁業（<u>静岡海区漁業調整委員会指示第4－4号1(1)に掲げる漁業をいう。</u>以下同じ。）</p> <p>③ 漁獲可能期間 <u>12月1日</u>から翌年3月31日まで</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 （略）</p> <p>2 静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等のうちくろまぐろひき縄釣漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項 当該知事管理区分を構成する事項は、次の</p> | <p>第1～第8（略） （略） （別紙1－6）</p> <p>第1 特定水産資源 くろまぐろ（大型魚）</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等のうちくろまぐろはえ縄漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項 当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。</p> <p>① 水域 中西部太平洋条約海域</p> <p>② 対象とする漁業 沿岸くろまぐろ漁業のうち、くろまぐろはえ縄漁業（<u>海面においてはえ縄漁法（幹縄に多数の枝縄を付け、枝縄の先端に釣針を結びつけた漁具を横に長く延ばして行う漁法）によりくろまぐろをとることを目的とする漁業であって、静岡海区漁業調整委員会の承認を得たものをいう。</u>以下同じ。）</p> <p>③ 漁獲可能期間 <u>4月1日</u>から翌年3月31日まで</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 （略）</p> <p>2 静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等のうちくろまぐろひき縄釣漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項 当該知事管理区分を構成する事項は、次の</p> |

とおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

沿岸くろまぐろ漁業のうち、くろまぐろ
ひき縄釣漁業（静岡海区漁業調整委員会指
示第4-4号1(2)に掲げる漁業をいう。以
下同じ。）

③ 漁獲可能期間

11月1日から翌年3月31日まで

(略)

とおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

沿岸くろまぐろ漁業のうち、くろまぐろ
ひき縄釣漁業（海面においてひき縄釣漁法
（釣糸及び釣針を有する漁具を船舶によっ
てひきまわして行う漁法）によりくろまぐ
ろをとることを目的とする漁業であって、
静岡海区漁業調整委員会の承認を得たもの
をいう。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間

11月1日から翌年3月31日まで

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。